# 宮崎県中小企業団体中央会定款

# 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、地区内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、環境衛生同業組合及び共同出資会社、任意グループ等(以下「組合等」という。)の組織、事業、及び経営の支援など、組合等の健全な発達を図るために必要な事業を行うとともに、中小企業の経済的地位の向上を図るため、中小企業の連携を促進し、その支援のための必要な事業を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、宮崎県中小企業団体中央会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、宮崎県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を宮崎市に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、宮崎日日新 聞に掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

# 第2章 事 業

(事業)

- 第7条 本会は、次の事業を行う。
  - (1)組合等の組織、事業及び経営の支援並びに連絡
  - (2)組合等の設立支援
  - (3)組合等の監査
  - (4)組合等の指導者の育成
  - (5) 組合等の連携を支援するための講習会、研究会及び講演会の開催
  - (6) 組合等の連携を支援するための情報の提供
  - (7)組合等の振興に関する調査及び研究
  - (8) 表彰
  - (9)組合等の振興に関する図書、機関誌及び資料の刊行
  - (10) 組合等のためにする無料職業紹介事業
  - (11)前各号の事業のほか、組合等の健全なる発展を図るための必要な事業

2 本会は、その目的を達成するために必要な事業について、行政庁の諸施策の立案及 びその遂行に対し協力し、国会又は地方公共団体の議会若しくは行政庁に建議する。

# 第3章 会 員

# (会員の資格)

- 第8条 本会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。
  - (1) 本会の地区内に事務所を有する中小企業団体の組織に関する法律、中小企業等協同組合法、商店街振興組合法、環境衛生同業組合法及びその他の法律によって設立されている組合(1号会員)
  - (2) 本会の地区内に事務所を有する前項に規定する組合から会社等に組織変更した法人(2号会員)
  - (3) 本会の地区内に事務所を有する前項の法人以外の共同出資会社(3号会員)
  - (4) 本会の地区内に事務所を有する公益法人(4号会員)
  - (5) 本会の地区内に事務所を有する前各号以外の中小企業連携組織(5号会員)
  - (6) 本会の地区内に事務所を有する商工業者(6号会員)
  - (7) 全各号以外の者で、本会の趣旨に賛同するもの(7号会員)

### (加入)

- 第9条 前条に規定する会員資格を有する者は、本会の承諾を経て、加入することができる。
- 2 本会は、加入の申入れがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

### (脱 退)

- 第10条 会員は、次の事由によって脱退する。
  - (1) 会員たる資格の喪失
  - (2)解散又は死亡
  - (3)除名
- 2 会員は、前項の規定によるほか、30日前までに申出て、本会を脱退することができる。

### (除 名)

- 第11条 本会は、次の各号の1に該当する会員を除名することができる。
  - (1) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をしたとき。
  - (2) 賦課金の納入その他本会に対する義務を怠ったとき。
  - (3) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、又は定款に違反したとき。
  - (4) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をしたとき。
  - (5) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき。

### (経費の賦課)

- 第12条 本会は、会員に対し経費を賦課する。
- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会で定める。
- 3 会員が脱退した場合であっても、すでに徴収した経費は、これを返還しない。

### (届 出)

- 第13条 会員は、次の事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければな らない。
  - (1) 名称又は氏名
  - (2) 事務所又は住所
  - (3) 代表者の氏名及びその住所

# 第4章 役員、顧問及び参与

### (役員の定数)

- 第14条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長1人
  - (2) 理事20人以上25人以内
  - (3) 監事3人
- 2 理事のうち3人以上5人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会にはかり、会長が選任する。

## (役員の任期)

- 第15条 役員の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれ か短い期間。ただし、就任後の第2回目の通常総会の終結時まで任期を伸長すること を妨げない。
- 2 補欠のため、選挙された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 役員の全員が任期満了前に退任したときにおいて、新たに就任した役員の任期は第 1項に規定する任期とする。

#### (役員の職務)

- 第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長、専務理事及びこれらの者以外の理事は、会長を補佐して本会の常務を掌理し、あらかじめ会長が定めた順位に従い、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

# (役員の選挙)

- 第17条 役員の選挙は、総会において、単記式無記名投票により行う。
- 2 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときはくじ で当選人を定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦 の方法によって行うことができる。
- 4 指名推薦の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会 において選任された選考委員が行う。

## (役員の報酬)

第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、総会の議決により常勤役員に対して は報酬を支給することができる。 (名誉会長、顧問、参与)

- 第19条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長は総会の議決により選任する。
- 3 顧問及び参与は、学識経験のある者のうちから理事会にはかり会長が委嘱する。

# 第5章 総会及び理事会

# (総会の招集)

- 第20条 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事会にはかり会長が招集する。

## (総会招集の手続)

第21条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように会議の目的たる事項、 日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

# (書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第22条 会員は前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理 人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。
- 2 代理人が代理しうる会員の数は4人までとする。

## (総会の定足数)

第23条 総会の議事は中小企業等協同組合法(以下「法」という。)又はこの定款に 特別の定めのある場合を除いて、会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

# (緊急議案)

第24条 総会においては、出席した会員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を 行う者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第21条の規定によりあ らかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。

#### (総会の議案)

第25条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか会長が必要と認める事項を議決する。

### (総会の議事録)

- 第26条 総会の議事録は、議長並びに出席した会長及び理事が作成し、これに署名するものとする。
- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 会長・理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席会長・理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名

- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否 の議決権数)
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会 提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告し た調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

# (理事会の招集及び組織)

- 第27条 理事会は、会長及び理事をもって組織する。
- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

# (理事会の議長及び議決)

- 第28条 理事会においては、会長がその議長となる。
- 2 理事会の議決は、出席者の過半数で決する。

### (理事会の議決事項)

- 第29条 会長はこの定款で定めるもののほか、理事会に対し次の事項をはかるものと する。
  - (1)業務執行の方針
  - (2)総会に提出する議案
  - (3) 前2条のほか、会長が必要と認める事項

### 第6章 部会及び委員会

### (部 会)

- 第30条 本会に次の部会を置くことができる。
  - (1) 事業協同組合部会
  - (2) 協業組合部会
  - (3)信用協同組合部会
  - (4) 企業組合部会
  - (5) 商工組合部会
  - (6) 商店街振興組合部会
  - (7) 中央会青年部会
  - (8) 中央会女性部会
- 2 前項の部会が設置された場合会員たる組合は、組合の種類ごとにそれぞれの部会に属するものとする。ただし、協同組合連合会は、その種類に従い、事業協同組合又は信用協同組合部会に属し、商工組合連合会は商工組合部会に、火災共済協同組合は事業協同組合部会に、商店街振興組合連合会は商店街振興組合部会に属するものとする。中央会青年部会、中央会婦人部会については別に規約で定める。
- 3 部会は、その部門に属する重要な事項及び会長が諮問した事項を調査審議し、その 経過及び意見を会長に具申する。

# (部会長及び任期)

第31条 部会に部会長を置き、部会員のうちから選任する。

- 2 部会長は、その部会の運営に当る。
- 3 部会長の任期は2年とする。

### (委員会)

- 第32条 本会に組合の業種別委員会及び総務企画委員会を置くことができる。
- 2 業種別委員会はその業種に関する重要な事項及び会長が諮問した事項を調査審議 し、その経過及び意見を会長に具申する。
- 3 総務企画委員会は中央会の業務運営企画等に関する重要な事項及び会長が諮問した 事項を調査審議し、その経過及び意見を会長に具申する。
- 4 前各項のほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

# (専門委員会)

- 第33条 本会に会長の諮問機関として、総合、組織、金融、税制及び労働の専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会について必要な事項は別に定める。

# 第7章 事務局及び職員

### (事務局)

- 第34条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の職員は、理事会にはかり会長が任免する。
- 第35条 本会に次の職員を置く。
  - (1) 主事若干名
  - (2) 書記若干名

# (監査員)

第36条 第7条第1項第3号に規定する組合の監査を行うため、本会に監査員を置く。

# 第8章 賛助会員

# (賛助会員)

第37条 本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助 会員とすることができる。

### 第9章 会計

#### (事業年度)

第38条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

# (剰余金)

第39条 1事業年度における総益金から総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余

金とする。

2 剰余金は総会の議決を経て、これを基本財産に組入れ、又は翌事業年度に繰越すものとする。

# (基本財産)

第40条 本会に基本財産を置く。

2 基本財産は、総会の議決を経なければこれを処分し、又は利用することができない。

昭和 36 年 5 月 29 日、昭和 43 年 5 月 2 日、昭和 53 年 5 月 15 日、昭和 57 年 5 月 11 日、平成 2 年 5 月 22 日、平成 3 年 5 月 20 日、平成 12 年 5 月 26 日、平成 13 年 5 月 22 日、平成 14 年 5 月 21 日、平成 18 年 5 月 22 日、平成 20 年 5 月 20 日、平成 24 年 5 月 28 日一部改正